お客様 各位

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では平成26年4月~令和1年12月12日までに施工した物件について杭の先端部分に切り欠き部分を設け出荷し施工をしており、建築基準法に基づく図書省略認定に適合しないものとなっていることが判明いたしました。

誠に申し訳なく存じます。

本件は、弊社は現時点では意図的ではなく単純な認識不足であったと把握しておりますが、 今後、原因を究明し、必要な再発防止策を講じてまいります。

切り欠きを使用する前には、弊社内において載荷試験を行い、切り欠き無と同様の支持力が 出ている事を確認しておりましたが、本来、第三者機関において定められた方法による試験 を実施し、新たに図書省略認定を取得する必要があったところ、取得しておりませんでした。

今般、令和2年4月6日、実際に施工した杭の仕様において新たに図書省略認定を取得致しましたのでご報告いたします。

今後、本不適合事案について、建築主へのご説明を行うとともに各特定行政庁の指導に従い、 必要な対応を進めてまいる所存で御座います。

弊社では、今般の不適合事案を厳粛に受け止めこのようなことが二度とないよう図書省略 認定に対しての認識不足の改善等再発防止に取り組んでまいる所存でありますので、今後 とも同様のご愛顧を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

ご迷惑をおかけしたことのお詫びと報告まで申し上げます。

敬白

令和 2 年 4月 6日

ガイアパイル 株式会社 代表取締役社長 中山 奉一